

**鳥取県告示第172号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が  
退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 3 月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 満 男 東伯郡琴浦町八幡792-1

平成22年 1 月31日退任